# 6 法人税のしくみ

法人の所得に係る税金には、法人税、復興特別法人税、法人事業税、地方法人特別税、法人住民税(県民税、市町民税)があります。

資本金1億円以下の普通法人の場合の各税の税率及び実効税率は次のとおりです。

#### 【改正前(平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用)】

年所得金額	法人税	復興特別	法人 地方法人 事業税 特別税		法人住民税		実効税率※2
十川付亚領	<b>公</b> 人忧	法人税		県民税	市町民税		
400 万円以下	22% (18%) *1		2.7%		法人税額の法	法人税額の	28% (400 万円)
400 万円超 800 万円以下		_	4.0% X 5% +	14.7% +	29% (800 万円)		
800 万円超	30%		5.3%	0170	21, 000	50, 000	32% (1,000 万円)

- ※1 中小企業者等の法人税率の特例については、平成24年3月31日までの間に終了する事業年度まで適用されます。平成24年4月1日前に開始し、かつ同日以降に終了する事業年度については、経過措置として現行の税率(18%)が適用されます。
- ※2 実効税率は、()内の課税所得額で試算した場合の率です。

# 【改正後(平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用)】

年所得金額	法人税	復興特別	法人	地方法人		実効税率	
十四付並領	ム人代	法人税※2	事業税	特別税	県民税	市町民税	天劝抗华
400 万円以下	19%	+ *	2.7%	AL 1 - 7 / 2 + 11 + 7	法人税額の	法人税額の	26% (400 万円)
400 万円超 800 万円以下	(15%) <sup>**1</sup>	基準法人税額 × 10%	4. 0%	法人所得割額 × 81%	5% +	14. 7% +	27% (800 万円)
800 万円超	25.5%	1070	5.3%		21, 000	21, 000 50, 000	30% (1,000 万円)

- ※1 中小企業者等の法人税率の特例については、平成24年4月1日から平成27年3月 31日までの間に開始する事業年度に適用されます。
- ※2 復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する 事業年度について適用されます。

#### (1) 法人税

法人税は、法人の各事業年度の所得及び合併や解散した場合の清算所得に対して課税される税金です。

各事業年度の所得は、「益金の額」から「損金の額」を控除して計算されます。

法人等の区分			税率	
			改正前	改正後※
普通法人	│ │資本金 1 億円以下	年 800 万円以下の金額	22% (18%)	19% (15%)
	貝本金   18円以下   	年 800 万円超の金額	30%	25.5%
	資本金 1 億円超・相2	k金 1 億円超・相互会社・一般社団法人等		25.5%
	年 800 万円以下の金額		22% (18%)	19% (15%)
協同組合等	年800万円超の金額		22%	19%
	特定の協同組合等の	。 同組合等の 10 億円超の所得		22%
人格のない社団等	年 800 万円以下の金額		22% (18%)	19% (15%)
人格のない社団寺	年800万円超の金額		30%	25.5%

農事組合法人は、「協同組合等」として扱われますが、事業に従事する組合員に対して賃金等の給与を支給するものは、普通法人として扱われます。

また、その他農業経営を行う法人であっても株式の譲渡制限のある株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社は、普通法人として課税されます。

※改正後とは、平成24年4月1日以後に開始する事業年度です。

# (2) 復興特別法人税

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、集中的に実際する施策のために必要な財源を確保するために、臨時的に税制措置されました。

課税事業年度は、原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度です。

復興特別法人税 = 基準法人税額<sup>\*</sup> × 10%

※ 基準法人税額とは、各事業年度の所得に対する法人税の額

# (3) 法人事業税

農業生産法人である農事組合法人が行う農業(畜産農業や農業サービス業である農作業受委託、園芸サービス業は含まない)は、法人事業税が非課税となっています。

また、農事組合法人で地方税法第72条の24の7第5項に該当する法人(事業税では特別法人という)は、事業税の軽減があります。

	年所得のうち			
	400 万円以下	400 万円超 800 万円以下	800 万円超	
普通法人*	2.7%	4.0%	5. 3%	
協同組合等	2.7%	3.6%	3. 6%	

<sup>※</sup> 資本金1億円以下の普通法人

# (4) 地方法人特別税

法人事業税の納税義務者に対して課す国税で、地方事業税が都道府県ごとの偏在性が強いことから、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与されます。

国税ですが、賦課徴収は都道府県が行い、法人事業税とともに徴収されます。 法人事業税が非課税となる農事組合法人は、地方法人特別税も非課税となります。

地方法人特別税 = 基準法人所得割額\* × 81%

※ 基準法人所得割額=基準法人税額×法人事業税率

# (5) 法人住民税(県民税,市町民税)

法人住民税は、県民税、市町民税とも、法人の所得が黒字・赤字を問わず資本金・ 従業員数等に応じて課税する均等割と、国に納付する法人税額を基礎として課税する 法人税割があります。

### ■ 均等割(標準税率)

資本等の金額	従業員数	県民税	市町民税
50 億円超	50 人超	840 千円	3,000 千円
50 混门坦	50 人以下	040 〒口	410 千円
10 億円超	50 人超	567 千円	1, 750 千円
50 億円以下	50 人以下	307 〒13	410 千円
1 億円超	50 人超	136.5 千円	400 千円
10 億円以下	50 人以下	130.3 十月	160 千円
1 千万円超	50 人超	52.5 千円	150 千円
1 億円以下	50 人以下	32. 5 T □	130 千円
1 千万円以下	50 人超	21 千円	120 千円
	50 人以下	21 7 17	50 千円
非出資		21 千円	50 千円

### ■ 法人税割 (標準税率)

	法人税に対する税率		
	県民税	市町民税※	
標準税率	5%	14. 7%	

<sup>※</sup> 市町民税は、広島市の平成23年度税率を掲載しています。